

特整發第一二號

卷一七

昭和二十二年十二月十五日

特別訓達監訓整局長

参考資料送付の件

印刷物「特別調達庫について」を刪添の通り何等御参考までに送付致します。

裏面白紙

代理

長

昭和二十二年十月

特別調達廳とは

特別調達廳調整局編

目次

一	特別調達法の設立	1
二	の性格	4
三	の業務	7
四	の機構	9
五	の運営	12
六	の経理	14
附 録		
(一)	特別調達法	16
(二)	特別調達法機構表	32
(三)	特別調達法職員表	37

一、特別調達法の設立

特別調達法は、本年四月公布せられた法律「特別調達法」に基いて、連合軍の需要する各種の設営工事等を實施するため設立せられた特殊機関である。而してその業務は、特別調達法第一條に規定せられている「連合軍又は政府の需要する建造物及び設備の整備並びに物資及び役務の調達に関する業務」の中で、我國政府の需要に應ずる業務を除いて、連合軍の需要に應ずる業務を行ふことが、八月二十三日主務大臣によつて指定せられたので、從來戦災復興院の特別建設局や、総戦運路中央事務局や、交易營團商品局などで實施していた連合軍関係の業務、所謂(連)工事や(連)業務を承継し、九月一日開院發足した。

抑、この連合軍関係の設営調達の仕事は、占領軍の本土進駐によつて、新らしく我國政府に課せられた特殊の任務であつて、その内容は連合軍が我國に駐屯し活動するに必要な總ての設備と便宜を提供する業務を含むで居り、その關係する範圍は幅に於ても深さに於ても非常に廣大であり、その形態も亦極めて多様多様である。

のように業務自体が複雑多岐であるのみならず、終戦直後の混乱たる情勢の下に急遽開始せられ、而かもこの性質上速急提供を要求せられ、場合が非常に多かつたので、これに應ずる我方の体制の整備も遅れ勝ちであり、且つ業務處理上の未熟不馴のため、業務は必しも満足な進捗を示さなかつた。その結果として、能率の不十分と経費の膨脹とは蓋し免れ難いところであつた。のみならず、敗戦國に通用な物資の不足、生産の低慢、インフレの昂進に起因する経済界の悪情等は、兩者が因となり果となつて業務の遂行上適正を欠くもの少くなかつたので、経費は所要量の増加及物價の昂騰と相俟つて著しく増大して政府豫算「終戦處理費」に追加を重ねつゝある現状である。

このような事態に直面して、我々双方の責任者が、多大の努力を拂つて、事態の改善に努め來つたことは言うまでもない。即ち、我方に於ては戦災復興院の特別建設局や、同局五ヶ所の地方出張所や、終戦連絡中央事務局の設備部や、都道府縣廳の特別建設課など、機關の整備擴充を行つたとして業務の合理的促進と障礙の排除に努めた

のである。他方連合軍側に於ては終戦直後の混乱期も漸く終つた昨年の四月頃から、次第に命令系統の整理が行はれ、我方に對する「調達要求 (Procurement Demand)」の發出に當つて、第八軍軍政部の發する中央PDの他に、各地方機關が各箇各別に應ずる方針に基き、謂ゆる地方PDによる調達要求が少くなつたために、そこに在るの面倒が疎し出され、第八軍軍政部に於ては、この弊を除くために、出先機關の發するPDを廢止して、我方に對する調達要求は中央PD一本建の方針が樹てられ、たので、設備の擴充整備と共に地方PDを遂次中央PDに切替えて、遂に本年九月十五日以後は、建設工事に關しては地方PDは一切認めないことになつたのである。換言すれば、連合軍の設備調達の業務に關する要求は、凡て第八軍軍政部調達部から終戦連絡中央事務局に為さるゝことに改められたのである。

連合軍側に於て、このような措置に出た以上、日本側に於てもこれに即應する体制をとつて緊急なチームワークを以て業務を推進せねばならぬ。いはゞ、相手の用意が出來た以上、相手の用意も整はねばゲームは満足に進捗しないと同然である。そこで、

日本側にあつては従来戦災復興院特別建設局、戦災建設中央事務局、建設部、交易官署、品局及び其の他関係官廳などが分担實施して來た設営調達の現業を打つて一丸として處理する聯合機關として、ここに特別調達廳の開設を見るに至つたのである。

二 特別調達廳の性格

特別調達廳は法律によつて設立された機關であることは前に述べたところであるが、その性格は極めて異色あるものといへよう。即ち、設立の目的は連合國又は政府の需を充足する業務の遂行であつて、その業務は従来主として政府機關が直接實施してゐたものをそのまゝ引継いだのであつて、謂はゞ官廳に代つて官廳の行ふべき業務を代行する特殊機關である。従つて特別調達廳は内閣總理大臣の監督の下に置かれ、その役員は内閣總理大臣によつて任命せられ、その身分は官吏政府職員である。なお職員は内閣總理大臣又は本廳總裁によつて任命され同様に政府職員である。そして、共に官吏に関する一級法令に從うことが定められてゐる。なお各省から現職のまゝ派遣さ

れてゐる官吏もいる。従つて特別調達廳に勤務する役員及び職員は凡て官吏又は政府職員たる身分を保有する定めである。

性格の第二は、特別調達廳は特別調達法第三條の規定によつて業務の遂行のために自己の基本金乃至は運営資金を有することとを禁ぜられていて、所要の経費はこれが支拂の責に任ずる官廳又は調達を要求する官廳が議會の協賛を得て経費から支拂けるゝことになつてゐる。この点は、近來数多く設立さるゝ各種の配給公園や貿易公園が、自らの資金によつて運営されてゐるのと大に趣を異にしし点である。

性格の第三は特別調達廳は業務實施の現業機關であるといふことである。戦災復興院や戦災建設事務局などが、實施して來た業務をそのまゝ引継いだことは前述の通りであるが、これ等の官廳は調達廳の設立によつて廢止されたのではなく、今後はこの種業務に関する政策方針の策定と監督勵行の機關として存続するのであつて、政策機關と現業機關との分離が行はれ、調達廳は純然たる現業遂行の實施機關として設立されたのである。

右の如き性格を持つて生れた特別調達廳は、連合軍側の調達業務の一環として設置する我々体制整備の結果であると共に、現下の我國一般情勢に鑑み、極めて重大な任務を課せられて發足したのである。その第一は、経費の節減といふことである。特別調達廳は機關の統合によつて業務の運営を合理化して進駐軍命令に依る各種の調達に要する経費の削減に努め國庫の負担を軽減してインフレの抑制に貢献せねばならぬ。第二の任務は能率の昂上といふことである。即ち調達廳の新機構の中に實業界の練達之士を多数抱擁することによつて、從來よりもすれば官業的動機硬化に陥らんとするこの業務に清新な血液を注入して敏速調達を活動を行つて大いに能率の昂上を計らねばならぬ。

第三は業者に対する門戸の開放と機會の均等の方針を一層強力に推進して、謂ゆる「企業の自由」の原則を徹し、といふことである。即ち情實や縁故關係などがからむ運動によつて左右せられることなく、調達廳は自由競争による入札制度の勵行と、後に述べる新機構の運営によつて、能力と良心ある業者ならば、誰でも公正民主的

手段によつて業務參加の機會が均等に與へられるのである。

尚ほここに附記したいことは、特別調達廳法第一條及び第十五條は調達廳の業務内容として連合軍の需要のみならず、政府の需要充足のための業務を行ふことが豫想されることである。目下のところ主務大臣の指定は、連合軍關係の業務のみに限定されてゐるので、未だ政府需要の業務を行ふに至つてゐないが、この法律は將來調達廳の實績如何に依つては各官廳の營繕業務や物資調達の仕事をここに一括統合する素地を作つたものである。

三、特別調達廳の業務

特別調達廳の行ふ業務について特別調達廳法第十五條は左の通り規定してゐる。

特別調達廳は、經濟安定本部總務長官の定むる基本的方針に基き、主務大臣の定むる計画及び指示に従ひ、左の業務を行ふ。

一、主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する建造物又は設備の建設又は修理

二、主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する物資又は役務の調達

三、經濟安定本部部長官の指定する場合、前二項に定むるもの、外第一條第一項の目的を達するに必要な業務

而して本年八月二十三日主務大臣から次のような指定があつてその範圍が明確にせられた。

(一) 連合國最高司令官の發する調達要求書に基く建造物及び設備の營繕並びに物資及び役務の調達に関する業務

(二) 連合國の需要する建造物及び設備の營繕並びに物資及び役務の調達であつて主務大臣の特に承認するものに關する業務

右の如く特別調達廳の業務内容は、連合軍が我國に駐屯し活動するに必要な總ての設備と便宜を提供する業務であつて、これを例示すれば、(1) 占領軍將兵の兵舎の建設、(2) 占領軍將兵の家族の宿舎の建築と設備、(3) 占領軍總司令部始め其他諸機關の兵舎の建築と設備、(4) 諸軍事上の施設の建設及び道路港灣等交通運輸上の施設、(5) 占領軍

將兵の休養慰安の設備、(6) 以上の諸設備諸施設を維持し管理する爲の物資と勞務の提供等であつて、凡そ連合軍が占領目的遂行上の活動と小は將兵の人間生活に必要なあらゆる面に關係してゐると云ひ得る程各種多様の業務を包含してゐる。但し鐵道、船舶及び通信に關する業務は、これを取扱う他の官廳が存在するので、従前同様調達廳所管の外に置かれてゐる。

四、特別調達廳の機構

特別調達廳は、特別調達廳法によつて内閣總理大臣の任命する總裁、副總裁（各一名）、理事（四名）及び監事（一名）が置かれてゐる。職員は、從來戰災復興院特別建設局や燃料建設中央事務局設備部に於て、それ（一）業務の相當官であつたものが、現官のまま編入され、並に勸誘を命ぜられたものと、交易管團品局に勤務してゐたもの及び新たに採用した職員から成つて居り、東京本廳の職員は約一千名を算し、地方支司職員は合計すれば二千數百名の多きに達する予定である。

廳内の機構は、その取扱う業務の状況に反映して別表に示す如く六司十二部五十七課という可成り龐大な組織である。地方支局としては第八軍の調達管區に對應して、札幌、仙台、横浜、名古屋、京都、大阪、吳、福岡、の八ヶ所に開設せられ、從來戦災復興院特別建設出張所、都道府縣及び支那支隊等の關係業務も本廳の例に従つて吸收移管する予定である。

本廳の機構組織は左の一覽表に明かに示れてゐるので詳述を避けるが、ここに注意すべきことは、この機構が我國在來の官廳機構と甚だ趣を異にしてゐることである。例へば調整局といひ、促進局といひ全く目新しい局が設けられてゐる外、機構の組立が從断的でなく横断的になつてゐる。一例を建築工事にとつて説明すれば、在來の機構であるならば、恐らく建設局というものが出来て、その内に設計、契約、資材といった部課が配置され、建設工事に關する一切の仕事はこの局の中だけを流れて、他の局課に對し積極的に協力を求めることなく、又他局課の餘地のなく進捗する仕組みが常則であつた。ところが、特別調達廳の新機構は、これに反して仕事は廳内

全体の協力を得るために各局を順次横に流れるのである。即ち建設工事に關する仕事ならば、先づ技師局設計部に於て設計の圖面が審查せられ、企画部に廻つて資材勞務の見積が行はれて入札に附する基礎資料が整えられると、契約局に移される。かくて契約局の調査課、入札課、契約課を通して業者との契約案が作られ、監理局に廻つて取寄上の措置をとると共に法律上有効なりや否やを監査され、契約が締結せられ、工事着手の段取にはいる。これと同時に促進局がこの仕事を受取つて工事の促進に任ずる。この間調整局は關係部局の連絡調整に當ると共に業務の進行を監査する。その詳細は後で説明するが、このような機構が生れた趣旨は各部局に配置されてゐる専門家の能力を総動員して最高の能力を發揮せんとする狙いと、他面又各局部の相互監視索制によつて一局一課の独断専行から生ずる弊害を防止し業務の適正な處理を期せんとするにある。

五、特別調達廳の運営

第八軍軍政部調達部から調達要求書（P・D）が日本政府に對して發せられると、要求書の正本は終戦連絡中央事務局を通して特別調達廳に送致せられる。これと同時に調達廳は、第八軍調達官から右P・Dの副本を接収するので、調査局審査課で、その内容を審査して相當の局部に回付する。このP・Dが建築工事や、土木工事や、家具備品の製造に關する指令であれば、先づ技術局設計部に於て詳細に検討が行はれる一方、同局企画部に於てはそれに必要を資材、勞務、價格など一切の至費の見積が行はれる。他方契約局の調査課に於ては、既に用意の調査に基いて右に適當な適格業者を選定して入札課に連絡する。入札課はこれによつて入札の手順を進めて業者の競争入札に附する。かくして落札者が決定すれば、契約課の手によつて契約案を作成し、至理局檢討を至て調達廳と當該業者の間に正式契約が締結せられる。このようにして業者は実際の段階に入るのであつて業者が一旦開始せられると、促進局は常にその進行状況を注

視して原料資材入手の難航を行外、業務進行上に障礙乃至障礙が起つたならばその打開排除を計つて、業者の困難を排除して促進する。即ち一切の建設工事及び後援提供の促進については、同局の工事後援促進部がその任に當り、生産製造の促進については生産促進部に於て、當該製造品の種別に應じて、それらの担当課がこれに當る。又同局一般促進部は生産進上に於ける業者より苦情の受付けや請負業者の業績に關する調査を行外、資材制當要求業者に對する資材の割當配分、製造輸送の促進、資材物品の保管管理などを行つて工事及び製造に對する側面的促進に任ずる。又連合軍將士の食舎、宿舎、廳舎等の維持し管理する為の各種各様の業務と使用人提供の業務は他部局の協力を得て事務局の経管部と勞務部で分担處理する。尚ほ事務局は工事機械類の運営を直營することに力をつけて居る。

このように、一つの仕事が多局各部に關連するで、相互間の連絡を迅速緊密にするため且つは對立や背離を防ぐための連絡調整が必要であることは言ふまでもない。調整局は各局部の間に立つて事務上の連絡調整と査察に任ずることは前にも述べた通りである。

る。

六、特別調達廳の經理。

特別調達廳は、自己の基本金又は運営資金を有し、^いとは調達廳の業務の項で詳述した。然らば調達廳が、契約によつて業者に行はしむる工事なり役務勞務の提供なりの代償は如何にして支拂はるるのであらうか。

特別調達法第三條は右の代金は總て政府各廳の予算のうちから支拂はるゝ旨を規定してゐるので、^金支拂の實際はそれの官廳が行いのであるが、それまでの手續として、建築工事請負業者が工事を完成した場合、物品製造業者が需品を納入した場合、役務提供業者がその業務を完了した場合、その他調達廳との契約内容の履行の終つた場合は、その代金の支拂請求書を經理局に提出する。經理局に於ては先づこれをP.D.と照合する外契約書の各項に照らして審査を行つた上適正と認めれば支拂證明書を作成して各委任支出官に提出する。業者は右の證明に基いて経費支辨の支出官たる各委任支出官

（例へば戦災復興院特別建設局總務課長、陸軍運輸中央事務局設備部長）から代金の支拂を受けるのである。又業者は經理局の認給の下に業務着手の條文はその途中に於て必要已むを得ずいゝときは所定の率による前渡金の支給を受けることが出来る。なお融資の舞臺について同司計課においてこれを進行。

以上によつて特別調達廳設立の趣旨とその業務内容の大体を説明し終つたのであつて、調達廳の設立は、我國現下の困難な事態に處して、面倒煩雜な連合軍關係の各種業務を、合理的に且つ能率的に適切有効に處理して、國庫の負担を軽減し、一般証券に對する壓迫を避けることインフレの抑制にも寄與せんが爲であり、又その機構と運営は従来我國に於て類を見なかつた構想に務つたものであることが略了解出来るであらう。

附 録

(一) 特別調達廳法

第一章 總 則

第一條

特別調達廳は、内閣総理大臣の監督の下に、経済安定本部総務長官の定める基本の方策に基き主務大臣の定める計画及び指示に従い、連合國又は政府の需要する建築物及び設備の營繕並に物資及び役務の調達に關する業務であつて主務大臣の指定するものを行ふことを目的とする。

特別調達廳は、法人とする。

第二條

特別調達廳は、主たる事務所を東京都に置く。

特別調達廳は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を

設けることができる。

第三條

特別調達廳は、基本金又は運営資金を有しない。その一切の建築物、設備及び物資（以下物という。）又は役務に對する支拂は、その物若しくは役務を需要し、又はこれが支拂の責に任ずる各機關の議會の議決を経た予算のうちからこれをする。

特別調達廳が調達を要求する権限のある各廳のために物又は役務の調達（營繕を含む。以下同じ。）を行ふときは、工事又は物若しくは役務の數量及び債務並に支拂を受けるべき供給者を示す証明書と同時に支拂の責に任ずる各廳に提出しなければならぬ。當該証明書中連合國の需要に應ずるものに係るものについては、連合國の調達要求と差異のないことを明かにし、及び調達要求書の番号を示すことを必要とする。

第四條

特別調達廳は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ。

一 目的

二 組織

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 業務及びその執行に関する事項

六 會計に関する事項

七 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の承認を受けて、これを変更することのできる。

第五條

特別調達廳は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これによつて第三者に對抗することのできない。

第六條

特別調達廳には、所得税及び法人税を課さない。

第七條

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、特別調達廳の事業に對しては、地方税を課することのできない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。特別調達廳は、経済安定本部総務長官の命令によつて解散する。前項に定めるものの外、特別調達廳の解散に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條

特別調達廳でない者は、特別調達廳又はこれに類似する名稱を用いることはできない。

第九條

民法第四十回條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、特別調達廳にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條

特別調達廳に、役員として、總裁副總裁各一人、理事三人以上を置く。

事一人以上を置く。

總裁は、特別調達廳を代表し、第十五條の規定に基きその業務を總理する。

副總裁は、定款の定めるところにより、特別調達廳を代表し、總裁を補佐して、特別調達廳の業務を掌理し、總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、特別調達廳を代表し、總裁及び副總裁を補佐して特別調達廳の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行う。

監事は、特別調達廳の業務を監査する。

第十二條

總裁、副總裁、理事及び監事は、内閣總理大臣がこれを任命する。

第十三條

總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、特別調達廳の

職員のうちから、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関して一切の裁判上及び裁判外の行爲をする代理人を選任することができる。

特別調達廳の役員及び職員は、特別調達廳と物又は業務の調達に関する契約をなし、又はその調達に係る工事又は物の生産、加工、保管、買買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの會社その他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條

特別調達廳の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、各省次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、内閣總理大臣がこれを定める。

特別調達廳の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。

る。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を要する。修費、
服費その他必要事項に關して特別を定めるときには、このとする事
のとする。

第三章 業務

第十五條

特別調達廳は、經濟安定本部總務長官の定める基本的方法に基き主務
大臣の定める計画及び指示に従い、左の業務を行う。

一 主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する運送物又は設備の建設
又は修理

二 主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する物資又は役務の調達

三 經濟安定本部總務長官の指定する場合前二号に定めるものの外第一

條第一項の目的を達するために必要なる業務

特別調達廳は、經濟安定本部總務長官の定める方法に従い、特定の調

達命令を充足し、又は主務大臣の特に承認する物資の集積を行う場合
の外、物資を購入することができない。

第十六條

特別調達廳は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部總
務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しよ
うとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官が前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏
大臣には知らせなければならない。この場合において、認可の最終責任
は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第十七條

特別調達廳は、第十八條に規定する毎事業年度の前期及び後期の初に
おいて大箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを經濟安定
本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大

裁大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條

特別調達廳の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條

特別調達廳は、前條の各期ごとに財産目録、業務報告及び財産増減書を作成し、各事業年度経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、同項に掲げる書面を受理してから十五日以内に、主務大臣及び大藏大臣に付かわなければならぬ。但し、この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

特別調達廳は、第一項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財産増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならぬ。

前項の財産目録、業務報告及び財産増減書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

特別調達廳は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、毎期末の現金を國庫に納付しなければならぬ。

特別調達廳は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならぬ。

會計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならぬ。

第五章 監督

第三十條

経済安定本部総務長官は、調達の基本の方策に關して、特別調達廳を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、主務大臣の指定に係る連合國又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達廳に對して、監督上必要な命令を發すことができる。

主務大臣は、連合國又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達廳に對して、経済安定本部総務長官の定める物又は役務の調達に關する基本の方策に基いて、監督上必要な命令を發すことができる。

主務大臣及び経済安定本部総務長官は、必要があるときは、特別調達廳に對して報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所に臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を檢査させることができる。

第三十條の二

前項の規定により當該官吏に臨檢檢査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

特別調達廳がその業務上なす契約は、會計法第四十六條第二項及び昭和二十一年法律第六十号（政府の契約の特例に關する件）の規定の適用については、これを政府を當事者とする契約とみなす。

第三十一條

特別調達廳は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與へる必要があるときは、その報酬規程を定めて、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において、認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第三十二條

主務大臣は、特別調達廳の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基

いする命令に違反したときは、これを解任することができる。
経済安定本部総務長官は、特別調査官の役員が特別調査官の目的及び業務に關して、その任に適合せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

第六章 罰則

第二十三條

左の場合においては、その違反行為をなした特別調査官の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

一 第十五條に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第三項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

三 第十三條の規定に違反した場合

第二十四條

この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

第二十五條

特別調査官以外の法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人若しくは人の業務に關して第二十三條又は前條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人と對して前二條の罰金刑を科する。

第二十六條

第八條の規定に違反して、特別調査官又はこれに類似の名稱を用いた者は、これを一万円以下の過料に處する。

附 則

第二十七條

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二十八條

政府は、設置委員を命じて、特別調査官の設立に關する事務を處理させる。

第三十九條

設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

第三十條

前條の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を特別調達廳の總裁に引き継がなければならない。

特別調達廳の總裁が前項の事務の引継ぎを受けるときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

第三十一條

特別調達廳は、設立の登記をするによつて成立する。
登録説法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「法令ニ依ル公團」の下に「特別調達廳」を
「公團ニ關スル法令」の下に「特別調達廳法」を加える。

第三十二條

第五條第六号ノ大の次に左の一号を加える。

六ノ六ノ二 特別調達廳ノ業務ニ關スル證書帳簿

(二) 特別調達機構表

總裁
副總裁
理事
監事

秘書室

(役員秘書に關する事務)

庶務部

庶務課

(理事會、文書の發給、公印の保存、發給、通知其他)

人事課

(職員の人事と福利厚生)

會計課

(經費の經理及廳内物品の會計備入の人事)

企画課

(調達計画・廳の組織運営、法令の企画)

審査課

(R.O.その他占領軍よりの大書、廳内收束大書の審査)

連絡課

(調達計画手續等の周知、占領軍及關係官廳との連絡)

教養監査課

(廳内業務の監査及指導)

特別調達局

特別調達局

庶務課

(予算の編成要求、融資計画)

會計課

(事業費、一般費の記録及統計)

經理課

(事業費の經理、支拂證明書の發行)

工事調査課

(工事請負業者の調査選定)

工事入札課

(工事の入札)

工事契約課

(工事契約の締結)

商品調査課

(商品製造業者及供給者の調査選定)

商品入札課

(商品供給の入札)

商品契約課

(商品供給契約の締結)

役務調査課

(役務供給者の調査選定)

役務入札課

(役務供給の入札)

役務契約課

(役務供給契約の締結)

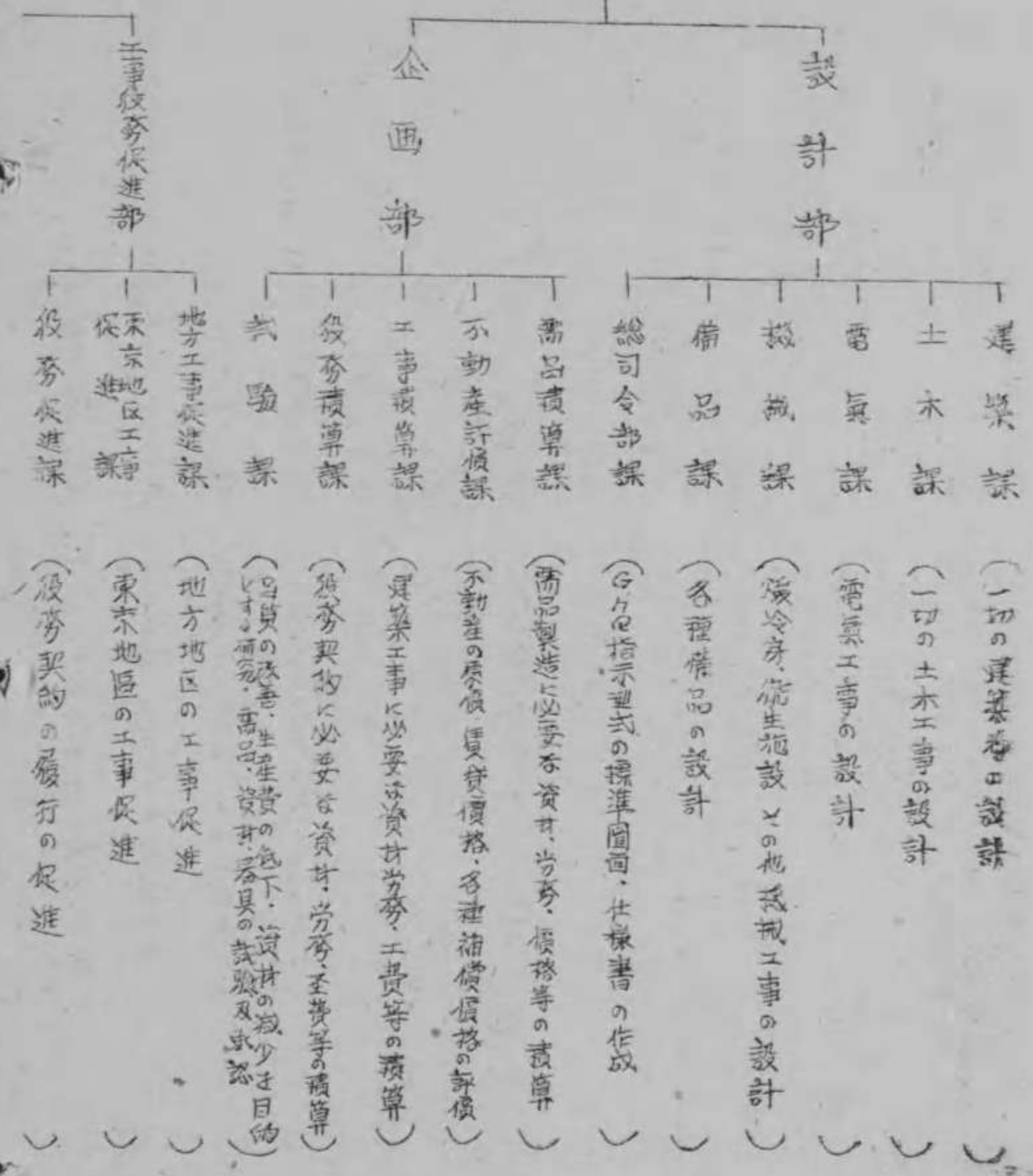
不動産調査課

(建設予定の不動産の調査選定、建設不動産の所有權確認)

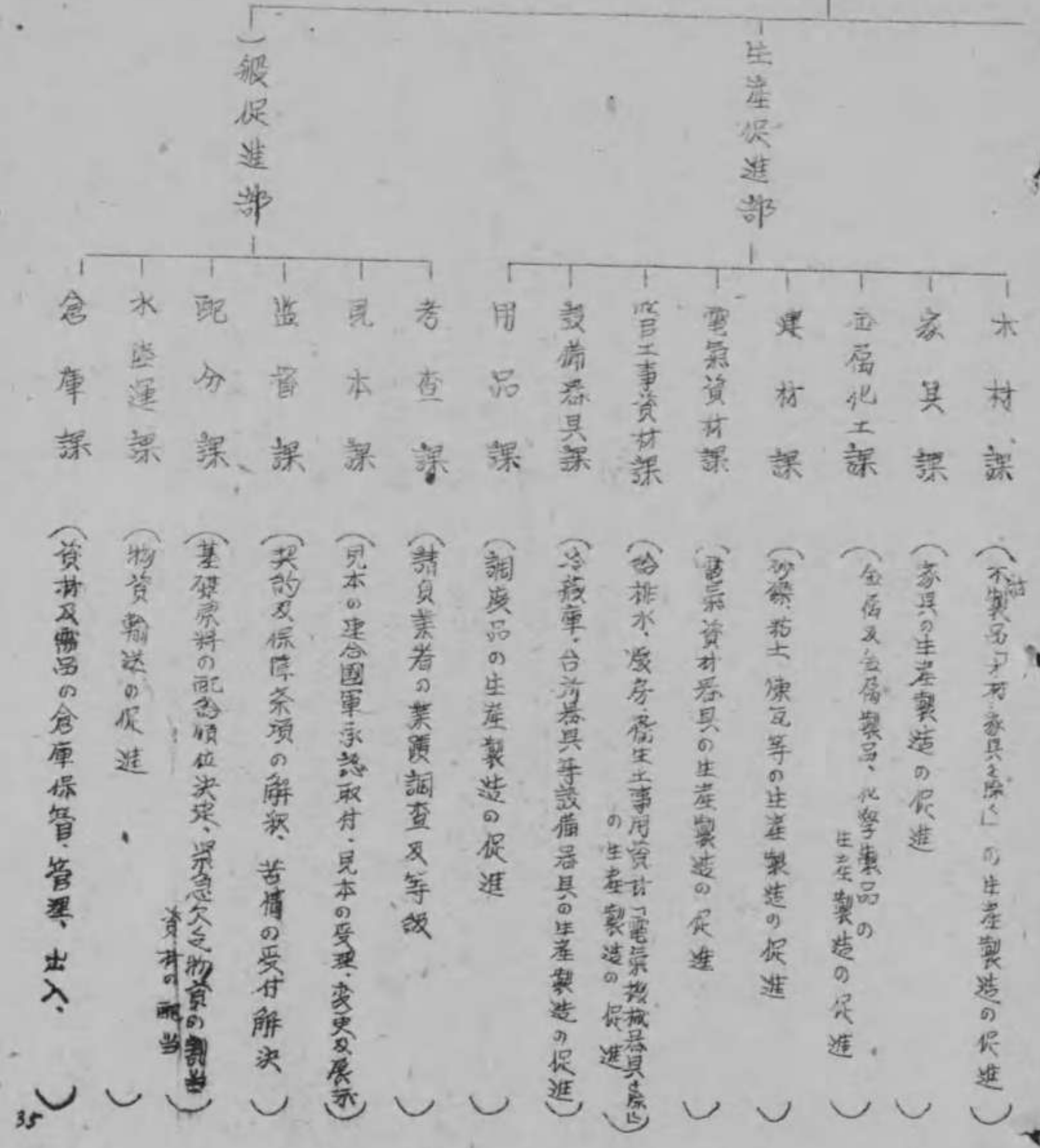
不動産契約課

(建設不動産及附屬不動産の賃貸買取契約の締結)

技術局



促進局





(三) 特別調達廳主要職員表

調整局長(兼)	庶務部長	人事課長	會計課長	監事	理事	理事	理事	理事	副總裁	總裁
中村 豊一	藤崎 勇	小野 吉雄	重野 好曉	三浦 義男	福井 均吉	根道 廣吉	堀井 啓治	伊藤 清	中村 豊一	重田 忠保
工事部長 工事調査課長	契約局長	司計課長	経理課長	経理局長	調査課長	審査課長	企画課長	企画課長	企画課長	企画課長
櫻井 良雄	伊藤 清	中安 栄利	堀田 廣吉	加藤 八郎	尾上 弘信	山田 二郎	大貫 道孝	大貫 道孝	大貫 道孝	大貫 道孝

肥分課長	田澤	宏明
水陸運課長	中野	遼一郎
倉庫課長	寺木	義忠
事業局長	根道	廣吉
次長	矢口	藤藏
経営部長	矢口	藤藏
運輸保管課長	土岐	松男
芸能課長	奥田	乙次郎
建設機械 直營課長	塩谷	毅
管理課長	中川	豐吉
勞務部長		
麻棉契約課長		
勞務課長		
給與課長		
厚生課長		

66

[illegible]



公正取引委員会事務局

67

裏面白紙